

令和3年

8月号

# 濱田会計事務所通信

令和3年8月2日発行 Vol.48

この度、文章のみだと分かりづらい内容を動画を使って分かりやすく説明するため、youtubeで動画配信を開始しました。

過去の事務所通信で解説した事を始め、簿記のことや経済のことなど色々な事を配信しようと思っています。動画のリクエストがありましたら、是非お寄せください。また、右のQRコードより、チャンネル登録もよろしくお願い致します。



消費税の仕入  
税額控除と  
簡易課税制度



## 消費税の仕入税額控除

消費税の納税額の計算は、事業者が受け取った課税売上に係る消費税の額からその事業者が支払った課税仕入等に係る消費税の額を控除して行い、残りの差し引き消費税額がその事業者が納める消費税の額となります。

この受け取った消費税の額から支払った消費税の額を控除する事を「仕入税額控除」といいます。

仕入税額控除を行うためにはその事実を記載し、区分経理に対応した帳簿及び事実を証する区分記載請求書等の両方を保存する必要があります。

また、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿、請求書等は7年間保存することとされていますが、6年目と7年目についてはいずれか一方を保存すればよいこととされています。

なお、取引の実態を踏まえ、次の特例的な取扱いがあります。

- ① 税込みの支払額が30,000円未満の場合には、請求書等の保存を要せず、法定事項が記載された帳簿の保存のみでよいこととされています。
- ② 税込みの支払額が30,000円以上であっても請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合には、請求書等の保存がなくても仕入税額控除ができますが、この場合には、法定事項を記載した帳簿にそのやむを得ない理由及び相手方の住所又は所在地を記載しなければならないこととされています。

仕入税額控除の要件となる帳簿への記載事項は、次のとおりです。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

仕入税額控除の要件となる請求書等への記載事項は、次のとおりです。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称



## 消費税の簡易課税制度

消費税の納付税額は、通常は課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

しかし、その課税期間の前々年又は前々事業年度(基準期間)の課税売上高が5,000万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができます。

この制度は、仕入控除税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするというものです。この一定割合を「みなし仕入率」といい、売上げを卸売業、小売業、製造業等、サービス業等、不動産業及びその他の事業の6つに区分し、それぞれの区分ごとの「みなし仕入率」を適用します。

### みなし仕入率

第一種事業(卸売業)90%

第二種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業))80%

第三種事業(製造業等、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く))70%

第四種事業(その他の事業)60%

第五種事業(サービス業等)50%

第六種事業(不動産業)40%

この制度の適用を受けるためには、課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要です。

この「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、原則として2年間は実額計算による仕入税額の控除に変更することはできません。

また、簡易課税制度の適用をとりやめて実額による仕入税額の控除を行う場合には、原則として、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要がある、とりやめる課税期間の初日から課税仕入れ関係の帳簿及び請求書などを保存することが必要です。



## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

### 「夏期休暇のご案内」

誠に勝手ながら下記の通り夏期休暇を頂きます。

**令和3年8月13日(金)～令和3年8月16日(月)**

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

